

# 民 生 病 院 常 任 委 員 会

日 時 令和4年6月16日（木）午前10時から  
場 所 全員協議会室

## 議 題

### 1 付託案件（4件）

- (1) 議案第27号 令和4年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)
- (2) 議案第28号 令和4年度射水市病院事業会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第33号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第34号 射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

### 2 報告事項（10件）

- (1) コミュニティバス・デマンドタクシーについて  
(市民生活部 生活安全課 資料1)
- (2) 万葉線について  
(市民生活部 生活安全課 資料2)
- (3) 最終処分場整備事業について  
(市民生活部 環境課 資料1)
- (4) 射水市プラスチック資源循環戦略の策定について  
(市民生活部 環境課 資料2)
- (5) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について  
(福祉保健部 社会福祉課 資料1)

(6) 令和3年度介護保険事業執行状況等について

(福祉保健部 介護保険課 資料1)

(7) 医療費の窓口負担割合の見直しについて(後期高齢者医療制度)

(福祉保健部 保険年金課 資料1)

(8) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

(福祉保健部 子育て支援課 資料1)

(9) 市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について

(福祉保健部 保健センター 資料1)

(10) 新型コロナウイルスワクチン接種進捗状況について

(福祉保健部 保健センター 資料2)

### 3 その他

## コミュニティバス・デマンドタクシーについて

### (1) コミュニティバス

コミュニティバスは、公共交通空白地域の解消や移動制約者の日中の移動手段の確保を主な目的として平成19年4月に本格運行を開始し、運行実績や地域住民等からの意向・需要等を調査・把握しながら運行ルート等の見直しを行うなど、利便性の向上を図ってきた。

令和3年度は、8月に路線再編とダイヤ改正を行い、利便性の向上と運行の効率化を図った。利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を引き続き受け、例年より少なかったものの、前年度と比べると10,646人増の336,269人となった。

### 利用状況 (4/1~3/31(12/31・1/1運休) 363日間)

(単位:人)

路線No.	旧路線名(R3.7まで) 新路線名(R3.8から)	主な再編概要	利用者数 (前年度実績)	前年度比 (%)	1日当たり 乗車人数	1便当たり 乗車人数	平日 利用者	平日1日 当たり	平日1 便 当たり	土日祝 利用者	土日祝1日 当たり	土日祝1 便 当たり
①	中央幹線 —	分割し、⑦と⑮へ統合 —廃止	10,548 (25,394)	41.5	130.2	5.9	10,548 (25,394)	130.2	5.9	—	—	—
②	新湊・大門線		32,018 (25,380)	126.2	88.2	6.8	27,547 (21,756)	113.4	7.4	4,471 (3,624)	37.3	4.5
③	新湊・本江線		52,888 (51,186)	103.3	145.7	14.2	46,490 (45,163)	191.3	17.4	6,398 (6,023)	53.3	6.1
④	七美・作道経由庄西線 新湊東部・七美線	④と再編し、路線名変更	6,291 (9,021)	69.7	17.3	2.5	5,959 (8,660)	24.5	2.8	332 (361)	2.8	0.8
⑤	塚原・作道循環線 新湊西部・庄西塚原線	③と再編し、路線名変更	4,352 (2,286)	190.4	13.5	1.8	4,241 (2,286)	17.5	2.0	111 (0)	1.4	0.5
⑥	新湊・越中大門駅線		24,116 (21,631)	111.5	66.4	10.0	21,858 (19,684)	90.0	12.0	2,258 (1,947)	18.8	3.8
⑦	新湊・吳羽駅線		11,358 (9,963)	114.0	31.3	5.9	9,972 (8,958)	41.0	6.8	1,386 (1,005)	11.6	2.9
⑧	新湊・小杉線	①の一部を統合	63,375 (60,091)	105.5	174.6	13.5	54,010 (50,404)	222.3	14.0	9,365 (9,687)	78.0	11.1
⑨	大島・小杉経由大門線 小杉駅・大島中央循環線	経路を見直し、通年運行に	3,797 (615)	617.4	15.8	2.5	3,289 (615)	20.3	2.9	508 (0)	6.4	1.4
⑩	浅井・大門経由小杉駅線 浅井・越中大門駅線		3,529 (3,381)	104.4	60.8	30.4	3,529 (3,381)	60.8	30.4	—	—	—
⑪	櫛田・大門経由小杉駅線 櫛田・越中大門駅線		753 (696)	108.2	13.0	8.7	753 (696)	13.0	8.7	—	—	—
⑫	小杉駅・水戸田経由大門線		927 (943)	98.3	16.0	10.7	927 (943)	16.0	10.7	—	—	—
⑬	小杉駅・金山線		10,600 (9,219)	115.0	29.2	10.3	9,694 (8,358)	39.9	12.3	906 (861)	7.6	3.8
⑭	小杉地区循環線		22,313 (18,599)	120.0	61.5	7.1	18,343 (15,031)	75.5	7.7	3,970 (3,568)	33.1	5.1
⑮	小杉駅・太閤山線 小杉駅・太閤山循環線	一部を⑯へ統合	29,113 (40,266)	72.3	80.2	7.6	22,992 (32,307)	94.6	7.9	6,121 (7,959)	51.0	6.7
⑯	小杉駅・白石経由足洗線 市民病院・太閤山線	旧⑯は⑯へ統合、①⑯の一部を統合し新⑯	17,895 (14,221)	125.8	49.3	6.8	16,390 (13,039)	67.4	7.8	1,505 (1,182)	12.5	2.9
⑰	小杉駅・大江経由足洗線 小杉駅・下経由足洗線	旧⑯を統合し、路線名変更	21,357 (13,507)	158.1	58.8	8.9	18,891 (11,970)	77.7	10.5	2,466 (1,537)	20.6	4.1
⑱	海王丸パーク・ライトレール接続線	R3.9廃止	531 (984)	54.0	8.7	2.2	—	—	—	531 (984)	8.7	2.2
⑲	堀岡・片口経由小杉駅線	旧⑲廃止に伴い、R3.10から路線No.を⑲に繰上	20,508 (17,769)	115.4	56.5	10.3	15,668 (13,138)	64.5	10.8	4,840 (4,631)	40.3	9.0
合 計			336,269 (325,152)	103.4	—	8.2	291,101 (281,783)	—	9.0	45,168 (43,369)	—	5.1

備考 新旧の路線NO.、路線名に変更がない場合は一段で記載  
路線番号⑨～⑪は、12月～2月の平日のみ運行

## (2) デマンドタクシー

デマンドタクシーは、大門・大島地区を対象に平成24年4月から本格運行を行っている。

令和3年度の利用者数は、前年度と比較し微減の11,990人であった。

内訳としては、60歳以上の利用者が93.9%、また、女性利用者が73.0%であり、目的地は、ショッピングセンターが22.9%、真生会富山病院が20.2%、医療機関(真生会・市民病院以外)が17.8%、市民病院が10.2%、コミュニティセンターが10.0%、鉄道駅が5.9%等となった。

利用状況(4/1～3/31 365日間)

	令和3年度	令和2年度	前年比(%)
利用者数(人)	11,990	12,224	98.1
1日平均(人)	32.8	33.5	97.9
運行台数(台)	7,720	7,875	98.0
1日平均運行台数(台)	21.2	21.6	98.1

(利用者の内訳)

	令和3年度	令和2年度	前年比(%)
性別	男性	27.0%	28.2%
	女性	73.0%	71.8%
年齢別	60歳以上	93.9%	95.1%
	60歳未満	6.1%	4.9%
目的地別	ショッピングセンター (アブリオ、いみずのアルビ ス、イータウン、サンロー)	22.9%	23.4%
	真生会富山病院	20.2%	21.0%
	医療機関 (射水市民病院、真生 会富山病院 以外)	17.8%	19.9%
	射水市民病院	10.2%	9.2%
	コミュニティセンター	10.0%	8.7%
	鉄道駅 (小杉駅、越中大門駅)	5.9%	8.1%
	その他	13.0%	9.7%
			134.0

## 万葉線について

万葉線は、平成14年度に第三セクターとして開業以来、本市、高岡市、万葉線株式会社が一体となって、設備の更新や各種イベントを実施する等、維持・活性化を図ってきた。

令和3年度の利用者数は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、定期利用が回復傾向にあることや企画電車の再開、Viewポイントラリー等の新たな企画の実施などにより895,420人となり、前年度と比較して91,176人の増であった。

また、旅客収入は、前年度と比較して8,478千円の増となった。

### 1 年度別 利用状況

(単位:人)

年度	定期			定期外	合計	前年比 (%)	一日当たり
	通勤	通学	定期計				
平成29年度	175,011	315,668	490,679	703,989	1,194,668	103.4	3,273
平成30年度	201,900	294,318	496,218	695,823	1,192,041	99.8	3,266
令和元年度	190,692	278,148	468,840	666,743	1,135,583	95.3	3,111
令和2年度	177,194	196,762	373,956	430,288	804,244	70.8	2,197
令和3年度	179,526	248,524	428,050	467,370	895,420	111.3	2,453

### 2 営業成績

(単位:円)

		令和3年度	令和2年度	前年比 (%)	
旅客収入	定期外	81,120,465	74,538,619	108.8	
	定期	通勤	25,146,621	25,893,001	97.1
		通学	22,528,593	19,885,612	113.3
		計	47,675,214	45,778,613	104.1
	合計	128,795,679	120,317,232	107.0	

## 最終処分場整備事業について

### 1 事業の目的

現在、市が保有している一般廃棄物最終処分場の野手埋立処分所は、昭和57年4月に供用開始し、平成22年3月には浸出水処理施設を更新するとともに埋立地を増設し12年が経過した。埋立完了が令和9年度の予定であることから、新たな最終処分場の整備を令和10年度の供用開始に向け、進めていく必要がある。

### 2 事業計画（案）

#### （1）施設の現状

総面積：71,000 m<sup>2</sup>（埋立面積：22,900 m<sup>2</sup>）

埋立容量：280,000 m<sup>3</sup>

埋立残量：34,214 m<sup>3</sup>（令和4年3月末現在）

残余年数：約6年間（令和9年度の予定）

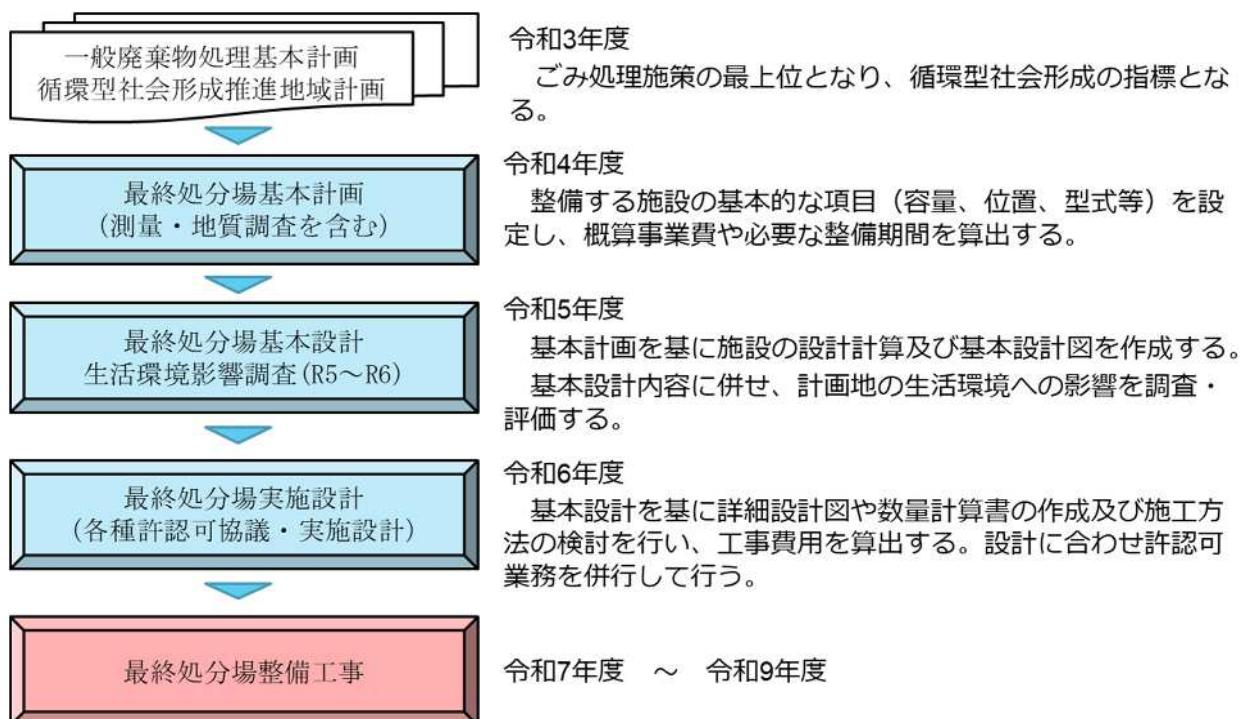
#### （2）整備計画案（拡張）

埋立面積：約10,000 m<sup>2</sup>

埋立容量：約70,000 m<sup>3</sup>

埋立年数：15年計画

### 3 最終処分場整備事業スケジュール（案）



## 射水市プラスチック資源循環戦略の策定について

### 1 策定の背景と目的

市民のライフスタイルが変わる中、排出されるごみも変化しプラスチック類が増え、海洋プラスチックごみの回収・処理に係る問題や、プラスチック製容器包装の分別収集量が減少傾向である等の課題が生じてきている。これらの課題を解決し、プラスチック資源循環の実現に向け、市民や事業者、各種団体等の役割や取組方針を示す「射水市プラスチック資源循環戦略」を策定するもの。

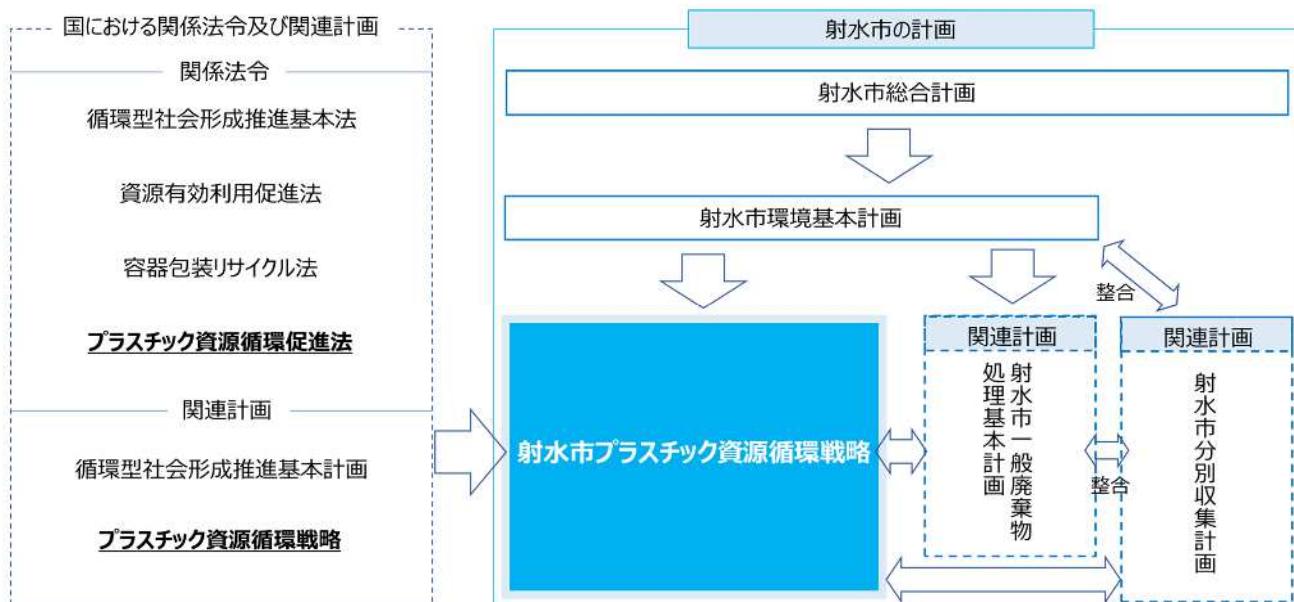
### 2 国の動向

国では、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を進めるため、令和元年5月に、各関係省庁が連携して「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を進めるものとしており、令和2年7月には富山県が全国に先駆けて実施していた「マイバッグ運動」も全国に波及させ、レジ袋の有料化を全国でスタートした。さらに、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチックの資源循環の促進などを総合的かつ計画的に推進するための基本方針が示されている。

### 3 プラスチック資源循環戦略の位置づけ

本戦略は、国の「プラスチック資源循環戦略」に基づくものとする。また、策定にあたっては、「射水市環境基本計画」をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮する。

#### <本戦略の位置づけ>



### 4 基本方針

プラスチックごみの回収・処理に係る問題のほか、海洋プラスチックごみによる漁業への影響等の問題を解決するため、以下の3つの視点から、プラスチック資源循環の体系づくりや、市民等への意識啓発等の施策を推進する。

- (1) プラスチック3R+Renewableの推進
- (2) 海洋ごみ問題の解決（海洋プラスチックごみ対策）
- (3) 石油資源の使用抑制（温室効果ガスの削減）

## 5 対象期間

本戦略の方針で示す「3 R + Renewable の推進」や「海洋プラスチックごみ問題」への対応は、世界共通の目標であるSDGsでも求められていることから、SDGsの達成目標と合わせて2030年度に向けて実効的に進めていく。

## 6 これまでの取組と今後のスケジュール

令和2年10月1日に「プラスチック資源循環戦略検討会」を設置し、以下のとおり検討を進めてきた。

### 令和2年

- |     |                       |
|-----|-----------------------|
| 11月 | 第1回射水市プラスチック資源循環戦略検討会 |
| 2月  | 第2回射水市プラスチック資源循環戦略検討会 |

### 令和3年

- |        |                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 7月～11月 | 市民を対象にしたリサイクル意識調査（WEBアンケート）の実施                               |
| 7月     | 第3回射水市プラスチック資源循環戦略検討会                                        |
| 11月    | 第4回射水市プラスチック資源循環戦略検討会                                        |
| 1月～3月  | 市内小学校と協力したペットボトルキャップ再生材とバイオマスプラスチックを使用したポリ袋の作成（令和4年度事業の実証実験） |

### 令和4年

- |       |                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月～   | ・射水市ごみ分別動画の公開<br>・「プラスチック製容器包装」常時回収ステーションの設置（2か所）<br>・バイオマスプラスチックを使用した家庭系可燃ごみ指定袋の導入（6月下旬流通予定） |
| 6月～7月 | 第5回射水市プラスチック資源循環戦略検討会                                                                         |
| 9月    | 市議会定例会で報告（プラスチック資源循環戦略（案）について）                                                                |
| 10月   | 射水市プラスチック資源循環戦略の公表                                                                            |

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を支給するもの。

### 2 支給対象（既に本給付金の支給を受けた世帯を除く）

(1) 射水市内に住所を有する世帯主であって、世帯全員の令和3年度分（基準日：令和3年12月10日）又は令和4年度分（基準日：令和4年6月1日）の住民税均等割が非課税である世帯。

2,070世帯（見込）

5月11日現在	令和3年度分確認書発送数	6,720件
	受理件数	6,058件(90.2%)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降申請日の属する月までの間に家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

30世帯（見込）

5月11日現在	申請件数31件、うち支給決定件数20件
---------	---------------------

### 3 支給額

1世帯当たり現金10万円

### 4 予算額 国10／10補助

(1) 補正予算額	12,260千円
内訳 事務費	12,260千円
(2) 繰越明許費	403,357千円
内訳 事務費	5,957千円
事業費（給付金）	397,400千円

### 5 支給手続等

今後、国が示す要綱（一部改正）に基づき、迅速に支給を開始する。

非課税分申請及び家計急変分申請書の提出期限は、令和4年10月末頃を予定している。

## 令和3年度介護保険事業執行状況等について

### 1 第1号(65歳以上)被保険者の状況について

(単位: 人、%)

区分	令和3年 10月1日①	令和2年 10月1日②	対前年比	差引 (①-②)
人口	91,860	92,401	99.4	▲ 541
65歳以上	28,000	27,961	100.1	39
65～74歳	13,916	14,030	99.2	▲ 114
75歳以上	14,084	13,931	101.1	153
高齢化率 ※	30.5	30.3	100.7	

※ 高齢化率=65歳以上／人口

(単位: %)

(参考) 高齢化率	R3. 10. 1	R2. 10. 1	対前年比
富山県	33.1	32.7	101.2
国	28.9	28.8	100.3

### 2 要介護認定の状況について

#### (1) 要介護・要支援認定者数

(単位: 人、%)

区分	令和3年 10月1日①	令和2年 10月1日②	対前年比	差引 (①-②)
第1号被保険者	5,029	4,895	102.7	134
第2号被保険者	101	95	106.3	6
計	5,130	4,990	102.8	140
認定率 ※	18.0	17.5	102.8	

※ 認定率=第1号認定者数／65歳以上被保険者数

#### (2) 要介護度別の状況

(単位: 人、%)

区分	令和3年 10月1日①	令和2年 10月1日②	対前年比	差引 (①-②)
要支援1	468	419	111.7	49
要支援2	535	465	115.1	70
要介護1	1,124	1,203	93.4	▲ 79
要介護2	936	888	105.4	48
要介護3	755	765	98.7	▲ 10
要介護4	774	734	105.4	40
要介護5	538	516	104.3	22
計	5,130	4,990	102.8	140

### 3 介護サービスの利用状況について

#### (1) 介護サービス利用者数

(単位：人、%)

区分	令和3年度		令和2年度		対前年比	差引 (①-②)
	利用者数①	構成比	利用者数②	構成比		
居宅サービス	108,017	82.6	103,680	81.9	104.2	4,337
地域密着型サービス	12,793	9.8	12,834	10.1	99.7	▲ 41
施設サービス	10,020	7.6	10,085	8.0	99.4	▲ 65
計	130,830	100.0	126,599	100.0	103.3	4,231

#### (2) 介護給付費の状況

(単位：千円、%)

区分	令和3年度		令和2年度		対前年比	差引 (①-②)
	給付費①	構成比	給付費②	構成比		
居宅サービス	3,296,624	38.3	3,182,867	37.7	103.6	113,757
地域密着型サービス	2,070,278	24.0	1,970,559	23.4	105.1	99,719
施設サービス	2,825,583	32.8	2,811,331	33.3	100.5	14,252
特定入所者介護サービス等 ※	420,014	4.9	473,423	5.6	88.7	▲ 53,409
計	8,612,499	100.0	8,438,180	100.0	102.1	174,319

※ 特定入所者介護(予防)サービス費、高額介護(予防)サービス費、審査支払手数料の合計

特定入所者介護(予防)サービス費…低所得の介護保険施設入所者（短期入所サービス利用者を含む）の食費や居住費の負担限度額を超えた分に係る保険給付のこと。

### 4 地域密着型サービスの基盤整備状況について

#### (1) 令和3年度実績

サービス種類	第7期末現在 (令和3年3月末)		第8期整備計画・実績							
			令和3年度実績		令和4年度計画		令和5年度計画		計	
	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
① 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	1	50	—	—	—	—	—	—	1	50
② 夜間対応型訪問介護	1	70	—	—	—	—	—	—	1	70
③ 認知症対応型通所介護	5	60	—	—	—	—	—	—	5	60
④ 小規模多機能型居宅介護	11	296	—	—	1	29	—	—	12	325
⑤ 認知症対応型共同生活介護	17	251	—	▲9	1	9	—	—	18	251
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設	1	29	—	—	—	—	—	—	1	29
⑦ 看護小規模多機能型居宅介護	2	58	—	—	—	—	—	—	2	58
⑧ 地域密着型通所介護	13	188	▲1	▲18	1	10	1	18	14	198

#### ア 「⑤認知症対応型共同生活介護」について

・1事業所が定員を縮小し(2ユニット→1ユニット、▲9名)、通所介護(県指定20名定員)にサービスの転換を行った。

#### イ 「⑧地域密着型通所介護」について

・1事業所が、令和3年6月30日で事業を廃止した。(▲18名定員)

## 医療費の窓口負担割合の見直しについて（後期高齢者医療制度）

### 1 概要

後期高齢者の医療費は、約4割が現役（子や孫）世代からの負担金で支えられており、今後団塊の世代が順次75歳以上に移行するなか、後期高齢者医療制度を持続していくために、令和4年10月から一定の所得がある被保険者世帯の窓口負担割合を2割とするもの。

### 2 窓口負担割合が2割となる対象者

被保険者全体のうち約2割の方が2割負担への移行となる見込みである。

対象者は、以下の（1）から（3）のすべてに該当した方

- （1）世帯の後期高齢者のうち、住民税課税所得（1）が145万円以上の方がいない。  
(145万円以上の方がいる場合は、3割負担となる)
- （2）世帯の後期高齢者のうち、住民税課税所得が28万円以上の方がいる。  
(28万円以上の方がいない場合は、1割負担となる)
- （3）世帯の後期高齢者が一人の場合、前年の「年金収入+その他の合計所得金額（2）」が200万円以上である。  
世帯の後期高齢者が二人以上の場合、前年の「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上である。
  - 1 住民税納税通知書に記載されている「課税標準」の額（前年の収入から、所得控除等を差し引いた後の金額）
  - 2 年金収入以外の事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

### 3 被保険者証の発行及び送付

通常は、前年の所得状況等により窓口負担割合を決定し、8月から翌年7月まで有効の被保険者証を発行していたが、今回の一部2割負担への移行が10月からとなることから、すべての被保険者に下記のとおり2回発行・送付する。

- （1）「令和4年8・9月のみ有効の証」
- （2）「令和4年10月から令和5年7月まで有効の証」

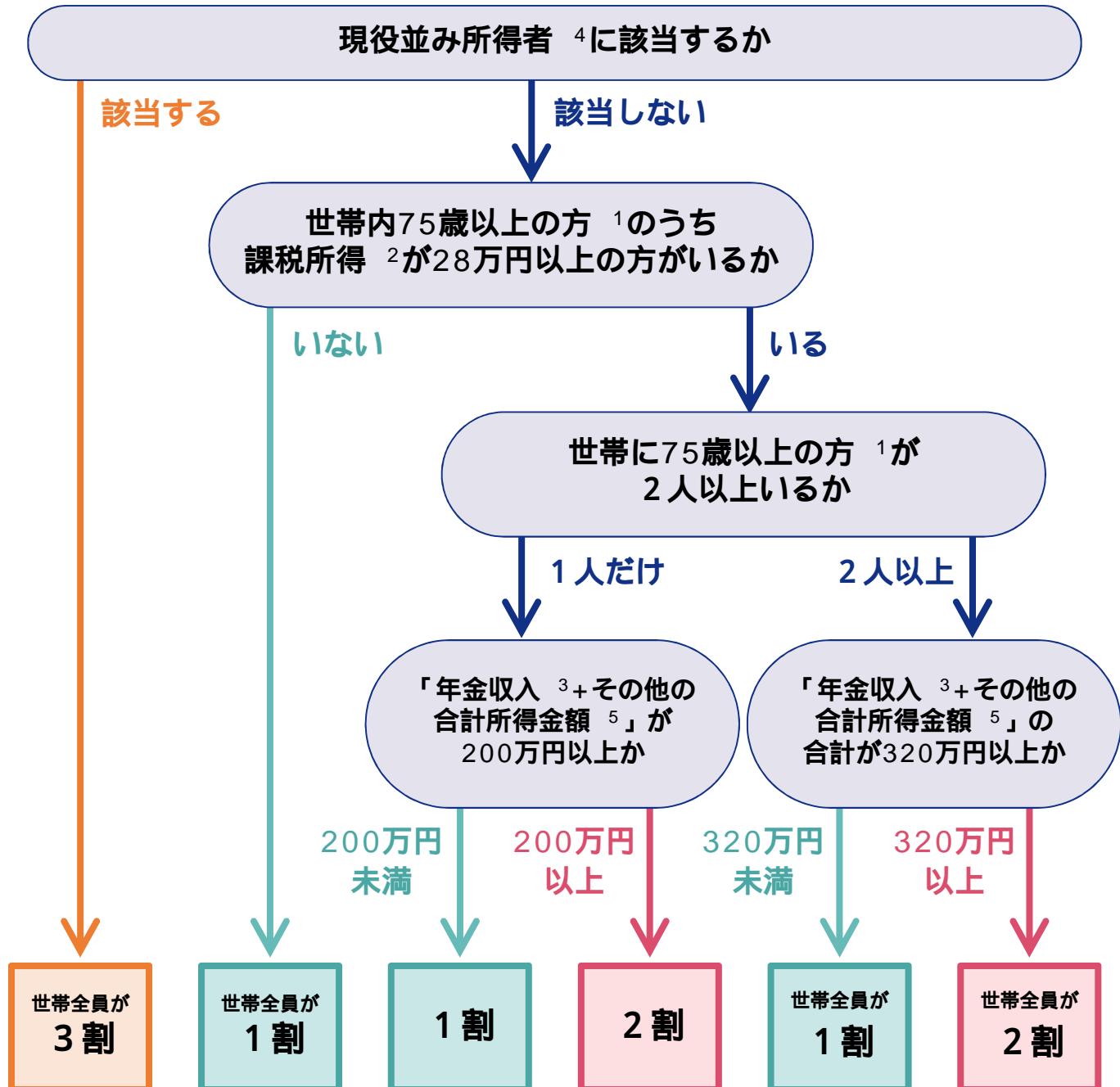
### 4 配慮措置

窓口負担割合が2割になる方について、施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、1か月の外来受診に係る負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が適用される。該当となった被保険者には、従来からの高額療養費制度の中で給付される。

できるだけ早く払い戻しするため、2割負担となる被保険者のうち高額療養費払い戻し口座を登録していない方には、富山県後期高齢者医療広域連合が事前に登録する口座を照会する。

## ＜参考＞ 窓口負担割合の判定について

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方<sup>1</sup>の課税所得<sup>2</sup>や年金収入<sup>3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。  
(2021年中の所得をもとに、2022年8月頃から判定が可能になり、9月に被保険者証を送ります)



1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

### 1 趣旨

国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童一人あたり5万円の給付金を支給するもの。

### 2 事業概要

#### (1) 低所得のひとり親世帯分

支給対象者	令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けた者	公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の支給を受けている方と同じ水準となる者
給付額	児童一人当たり5万円		
周知方法	個別に支給案内	個別に申請案内	市HP、公式SNS、広報いみず、窓口等で制度周知
申請手続き	申請不要 (申請期限:令和5年2月28日)		
支給方法	児童扶養手当登録 口座に振込		
支給時期	6月下旬		
		可能な限り速やかに支給	

#### (2) ひとり親世帯を除く子育て世帯分

支給対象者	令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受け、かつ、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の者	を除く保護者で、かつ、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の者 (例)高校生以上の子しかいない者等	を除く保護者で、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税である者と同様の者
支給対象児童	基準日(令和4年3月31日)時点で、18歳未満の児童 (障がい児の場合、20歳未満) 令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれる新生児を含む		
給付額	児童一人当たり5万円		
周知方法	個別に支給案内	市HP、公式SNS、広報いみず、窓口等で制度周知	
申請手続き	申請不要	申請必要 (申請期限:令和5年2月28日)	
支給方法	児童手当又は特別児童扶養手当登録口座に振込	申請口座に振込	
支給時期	7月中	可能な限り速やかに支給	

### 3 補正予算額(事業費分、事務費分ともに全額国庫補助)

事業費(給付金支給額) 70,500,000円 (830世帯 児童1,410人)

事務費 5,009,000円

## 市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について

### 1 市内感染者の発生状況について(6月1日現在)

令和4年4月初委員会(4月18日開催)後の新型コロナウイルス感染症の市内感染者については668名であり、それまでの2,549名を含め、全3,217名となっている。

#### (1) 感染者状況(令和2年4月1日～令和4年6月1日公表)

年代	男性(人)	女性(人)	年代	男性(人)	女性(人)
10歳未満	276(58)	231(41)	50歳代	132(31)	129(25)
10歳代	300(73)	245(60)	60歳代	90(15)	102(16)
20歳代	235(63)	259(59)	70歳代	44(4)	51(7)
30歳代	226(35)	264(50)	80歳代	34(3)	50(6)
40歳代	235(59)	260(61)	90歳以上	14(0)	40(2)

( )は新規

#### (2) 市内発生の傾向

本市においては、連休後、新規感染者が若い世代を中心に増加しており、市民へは引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いする。

### 2 今後の感染症対策について

感染拡大防止に向けた取組については、ワクチン接種の推進と、熱中症に注意しながらリスクに応じてマスクを着用、手指消毒、ゼロ密(特に換気に注意する)などの基本的な感染症対策の徹底及び体調不良時は、出勤や登校、外出等を控え、速やかに医療機関に連絡のうえ受診することなどをお願いしていく。

### 富山県の感染者の状況(令和4年6月1日15時現在)

感染者	37,430名
・入院中	31名(重症者数1名)
・宿泊療養施設入所者数	99名
・自宅療養又は入院等調整中	1,922名
・退院及び療養解除者数	35,285名
・死亡者数	93名

## 新型コロナワクチン接種進捗状況について

### 1 接種状況について(6月3日現在)

対象者	対象人数 (R4.1.1現在)	接種済人数(接種率)		
		1回目接種	2回目接種	3回目接種
65歳以上	27,940人	26,701人(95.6%)	26,637人(95.3%)	25,263人(94.8%)
12歳～64歳	55,220人	49,416人(89.5%)	49,187人(89.1%)	30,468人(61.9%)
対象者比	83,160人	76,117人(91.5%)	75,824人(91.2%)	55,731人(73.5%)
5歳～11歳	5,383人	970人(18.0%)	866人(16.1%)	-
人口比	91,783人	77,087人(84.0%)	76,690人(83.6%)	55,731人(60.7%)

1～2回目接種の対象者は12歳以上(83,160人)、3回目接種の対象者は12歳以上のうち2回目接種終了者(75,824人)

### 2 新型コロナワクチン4回目接種について

#### (1) 対象者

ア 60歳以上の方

イ 18歳以上60歳未満で基礎疾患がある方及び重症化リスクが高いと医師が認める方

計 約36,000人

#### (2) 接種間隔

3回目接種から5か月経過後

#### (3) 使用するワクチン

ファイザー社ワクチンまたはモデルナ社ワクチン

#### (4) 接種券発行及び接種スケジュール

対象者	4回目接種券発送	4回目接種
60歳以上の医療従事者	6月上旬から順次発送	6月上旬から順次
高齢者施設入所者	6月中旬以降順次発送	6月下旬以降順次
60歳以上の一般の方	6月中旬以降、週に1回順次発送	7月1日以降順次
18歳以上60歳未満の基礎疾患がある方、重症化リスクが高いと医師が認める方	6月中旬以降、申請された方から週に1回、順次発送 1	7月1日以降順次

1 申請は市ホームページから電子申請若しくはかかりつけ医等に配置する申請書でワクチン接種推進班へ郵送または窓口申請

#### (5) 接種体制

個人医療機関ではファイザー社ワクチンを使用する。

射水市民病院、姫野病院ではファイザー社及びモデルナ社ワクチンを使用する。

真生会富山病院、大島くるみ病院ではモデルナ社ワクチンを使用する。

集団接種会場(ミライクル館)は実施しない。